2　前項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十第三項、第五項本文又は第六項の規定により文書その他の物件から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。	［新設］
3　第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第六十一条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第六十一条において準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。	［新設］
4　［略］	2　［同上］
5　［略］	3　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する規則の一部改正）

第四十条　民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する規則（昭和四十五年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（裁判外の文書の送達） **第三条の二**　法第六条第一項の送達及び外国の当局の嘱託により本邦においてする裁判外の文書の送達に関しては、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第五章第四節の規定（同規則第四十一条、第四十二条、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項並びに第四十七条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第四十七条第一項中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と読み替えるものとする。	（裁判外の文書の送達） **第三条の二**　法第六条第一項の送達及び外国の当局の嘱託により本邦においてする裁判外の文書の送達に関しては、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第五章第四節の規定を準用する。

（地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則の一部改正）

第四十一条　地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則（昭和四十七年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調書の記載） **第三条**　調書又は電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百六十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。）には、審理に立ち会つた参与判事補の氏名を記載し、又は記録しなければならない。	（調書の記載） **第三条**　調書には、審理に立ち会つた参与判事補の氏名を記載しなければならない。